

## ＜飛込技術検定制度実施マニュアル＞

- 1、公表 飛込技術検定会を実施する団体又は検定者は、検定会開催日 2 週間前までに開催要項を公表し、広く検定受験者を公募すること。
- 2、検定者 日本体育協会認定公認飛込コーチもしくは（財）日本水泳連盟公認飛込審判員を 1 名以上含むこと。  
  
学校、クラブチーム、サークルなどでの進級テストも検定会とすることができる。但し、厳正かつ公平に行うこと。
- 3、級の認定 1 5 級～ 1 級の技術認定をし、（財）日本水泳連盟より認定証を授与する。
- 4、判定基準 検定者は飛込競技規則第 5 条 18 に準じて判定し、5 点以上を合格とする。
- 5、認定料 認定証代 1 0 0 円
- 6、検定会結果報告 飛込技術検定会実施後、2 週間以内に所定の用紙にて所属加盟団体へ報告する。（都道府県）  
☆加盟団体は年間検定受検状況を（財）日本水泳連盟へ報告する。
- 7、賠償責任保険 検定会を開催する団体または、検定者は万が一の場合に備え賠償保険に加入し、事故防止に万全を期すこと。
- 8、検定会の実施方法 現場の実情に応じ、やり易い方法で実施してよい。